



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 17 日 (火)  
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則 (14) (青少年・家庭課) . . . . . 3
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (15) (子ども発達支援課) . . . . . 5
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (16) (健康政策課) . . . . . 8

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇災害遺児手当助成条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

母が災害により死亡し、又は障害の状態となった児童全てを災害遺児手当の支給対象に加える。

## 2 規則の概要

(1) 母の死亡等による災害遺児手当の支給要件について、父が不在であるという要件を削り、父子家庭にも支給することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県障害児通所支援及び障害児入所施設に関する条例の一部が改正され、指定複合型サービス事業者に係る基準該当通所支援事業の基準を規則で定めることとされたこと等に伴い、当該基準を定める等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 指定複合型サービス事業所についても、指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当通所支援事業の基準によるものとする。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当通所支援事業の基準について、通いサービスを利用する者の上限を29人（現行 25人）に引き上げる。

(3) 指定放課後等デイサービス事業所のうち、主として重症心身障害児が通う事業所の従業者の基準を定める。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

## ◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長する。

## 2 規則の概要

(1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成28年3月31日（現行 平成27年3月31日）とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第14号

災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則

災害遺児手当助成条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(養育者)</p> <p>第2条 条例第2条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 父又は母</p> <p>(2) 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（父及び母のいずれもが死亡し、若しくは障害の状態にあり、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の額は、災害遺児（次のいずれかに該当する者を除く。）1人につき1月2,000円で計算した額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) その生計を維持し、又は同じくする父又は母が再婚（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その生計を維持し、又は同じくする者の前年（1月から6月までの間に災害遺児について支給される手当に係る補助金については、前々年）の所得について、<u>所得税が課されている者</u></p>	<p>(養育者)</p> <p>第2条 条例第2条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 父</p> <p>(2) <u>母（父が死亡し、若しくは障害の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</u></p> <p>(3) 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者で、<u>前2号に掲げる者以外のもの</u>（父及び母が死亡し、若しくは障害の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の額は、<u>次に掲げる災害遺児以外の</u>災害遺児1人につき1月2,000円で計算した額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) <u>父がその生計を維持するに至った者</u></p> <p>(2) <u>母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者で、その配偶者と生計を同じくするもの</u></p> <p>(3) <u>父から認知された者で、その父と生計を同じくするもの</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前年（1月から6月までの間に災害遺児について支給される手当に係る補助金については、前々年）の所得について納付すべき所得税額がある者にその生計を維持され、又はその者と生計を同じくする者</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害遺児手当助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に災害遺児について支給される手当に係る補助金について適用し、同日前に災害遺児について支給された手当に係る補助金については、なお従前の例による。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前											
（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準） 第3条 略 2～5 略 6 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。		（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準） 第3条 略 2～5 略 6 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。											
別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>                             1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。                              (1)～(4) 略                              (5) 主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、<u>児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>                             1～34 略                              35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の<u>障害児</u>の福祉に関し、<u>障害児若しくはその家庭</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1)～(4) 略 (5) 主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、 <u>児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u>	サービスの提供	1～34 略 35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の <u>障害児</u> の福祉に関し、 <u>障害児若しくはその家庭</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>                             1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。                              (1)～(4) 略                              (5) 主として重症心身障害児が通う事業所には、<u>看護師を1人以上置くこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>                             1～34 略                              35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の<u>利用者</u>の福祉に関し、<u>その家庭からの相談</u>に応                             </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1)～(4) 略 (5) 主として重症心身障害児が通う事業所には、 <u>看護師を1人以上置くこと。</u>	サービスの提供	1～34 略 35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の <u>利用者</u> の福祉に関し、 <u>その家庭からの相談</u> に応
区分	基準												
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1)～(4) 略 (5) 主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、 <u>児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u>												
サービスの提供	1～34 略 35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の <u>障害児</u> の福祉に関し、 <u>障害児若しくはその家庭</u>												
区分	基準												
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1)～(4) 略 (5) 主として重症心身障害児が通う事業所には、 <u>看護師を1人以上置くこと。</u>												
サービスの提供	1～34 略 35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の <u>利用者</u> の福祉に関し、 <u>その家庭からの相談</u> に応												

	又は障害児が通う保育所、学校その他の施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めること。
略	

2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～4 略
	5 <u>主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u>
	6 <u>主として重症心身障害児が通う事業所の嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</u>
	7 略
	8 略
略	

別表第6（第3条関係）

1 略

2 通いサービスを利用するために登録を受ける者の数の上限（次号及び第4号において「登録定員」という。）を29人以下とすること。

3 通いサービスを利用する者の数の1日当たりの上限（次号において「1日当たり定員」という。）を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下
28人	登録定員の2分の1以上17人以下
29人	登録定員の2分の1以上18人以下

4 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者により設置されるものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所は、前2号の規定にかかわらず、登録定員を18人以下、1日当たり定員を登録定員の2分の1以上12人以下

	じ、必要な援助を行うよう努めること。
略	

2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～4 略
	5 略
	6 略
略	

別表第6（第3条関係）

1 略

2 通いサービスを利用するために登録を受ける者の数の上限（次号において「登録定員」という。）を25人以下とすること。

3 通いサービスを利用する者の数の1日当たりの上限を登録定員の2分の1以上15人以下とすること。

とすること。

5 略

6 略

7 略

4 略

5 略

6 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成28年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成27年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。